玉島信用金庫

「しんきん法人ポータル『ケイエール』利用規約」の一部改定に関するお知らせ

平素は格別のお引き立てを賜り、誠にありがとうございます。

このたび、下記のとおり「しんきん法人ポータル『ケイエール』利用規約」の一部を改定いたしますのでお知らせします。

ご不明な点がございましたら、当金庫の営業店窓口または得意先担当者にお問い合わせください。

記

- 1. 改定する規約 しんきん法人ポータル「ケイエール」利用規約
- 2. 改定日 2025年3月31日
- 3. 改定内容
 - プラン名の制定に伴う表現の変更
 - より分かりやすい詳細な補記や平易な表現への変更
- 4. 添付資料

別紙1 しんきん法人ポータル「ケイエール」利用規約 一部改定新旧対照表

以上

現行	改正後
第1章 総則・共通事項	第1章 総則・共通事項
NIT PONT NET X	NIT PON NET N
 第 2 条 (本サービスの内容)	 第 2 条(本サービスの内容)
本サービスで提供される機能には、以下の通り基本機能、付加機能および	本サービスで提供される機能には、以下の通り基本機能、付加機能および
外部連携サービスがあります。	外部連携サービスがあります。
(追加)	│ │ また、本条4項のとおり、提供プランとして、ベーシックプラン、フルプ
	ランがあり、利用者が利用する機能にあわせてプランを選択します。
1. ~3. (略)	1. ~3. (略)
_(新設)	4. 提供プラン
	<u>利用者が利用する機能にあわせて、ベーシックプラン、フルプランから</u>
	プランを選択します。各プランで制限される機能は、以下の通りです。
	<u>(1) ベーシックプラン</u>
	付加機能の資金繰り把握機能および資金繰り表作成機能が制限され
	<u>ます。</u>
	<u>(2) フルプラン</u>
	制限される機能はありません。
第3条	第3条
3. 当金庫は、申込書の記載内容に不備がないこと等の必要事項を確認のう	3. 当金庫は、申込書の記載内容に不備がないこと等の必要事項を確認のう
え、申込を承諾するときは、 $利用者用の\underline{ID}を発行し、所定の方法により$	え、申込を承諾するときは、 <u>本登録</u> 用の <u>URL</u> を発行し、所定の方法によ
登録手続きをご案内します。ただし、当金庫は利用申込者のお取引実績等	り登録手続きをご案内します。ただし、当金庫は利用申込者のお取引実績
を適宜総合的に判断の上、本サービスのお申込みを承諾しないことがあり	等を適宜総合的に判断の上、本サービスのお申込みを承諾しないことがあ
ます。	ります。

現行	改正後
第8条 (利用料の支払い)	第8条 (利用料の支払い)
1. (略)	1. (略)
(1) 利用料	(1) 利用料
<u>(変更)</u>	
<u>・基本機能のみの利用者:月額 1,078 円(税込)</u>	イ. 利用者は、第2条4項に定めたプランのうち、選択したプランにつ
<u>・基本機能および付加機能の利用者(当金庫担当者による利用者の資金繰</u>	<u>いて、以下の基本利用料を支払うものとします。</u>
<u>り把握機能および資金繰り表作成機能にかかる情報の閲覧に同意され</u>	<u>(イ) ベーシックプランの利用者:月額1,078円(税込)</u>
た場合): 月額 2, 618 円(税込)	(ロ) フルプランの利用者(当金庫担当者による利用者の付加機能にか
<u>・基本機能および付加機能の利用者(当金庫担当者による利用者の資金繰</u>	かる情報の共有に同意された場合): 月額 2,618 円(税込)
<u>り把握機能および資金繰り表作成機能にかかる情報の閲覧に同意され</u>	(ハ) フルプランの利用者(当金庫担当者による利用者の付加機能にか
ない場合): 月額 3,300 円(税込)	かる情報の共有に同意されない場合): 月額 3,300 円(税込)
<u>・登録利用者(管理責任者を除きます。)1ID あたり月額 220 円(税込)</u>	※月内に上位のプラン(基本利用料がより高額のプラン)に変更され
	た場合、当該月は変更後のプランの利用料が適用となります。
	※月内に下位のプラン(基本利用料がより低額のプラン)に変更され
	た場合、当該月は変更前のプランの利用料が適用となり、当該月の
	翌月から変更後のプランの利用料が適用となります。
	※当金庫担当者による利用者の付加機能にかかる情報の共有に同意さ
	<u>れた場合と同意されない場合で利用料が異なるときは、月内に一度</u>
	でも共有の同意が解除されると、当該月は同意されない場合の利用
	<u>料が適用されます。当該月全ての期間について、共有に同意された</u>
	場合に限り、同意された場合の利用料が適用となります。
	ロ.登録利用者(管理責任者を除きます。)のID数に応じて変動する
	部分の利用料は、以下のID単価に登録利用者(管理責任者を除きま
	<u>す。)のID数を乗じた金額とします。</u>

現行	改正後
	(イ) ベーシックプランの利用者:1ID当たり月額 220円(税込)
	<u>(ロ) フルプランの利用者:1 I D当たり月額 220 円(税込)</u>
	<u>※利用者が顧客向けポータル内でIDを作成した段階で発生し、月末</u>
	<u>18 時時点で存在する I Dを対象とします。</u>
(3) 支払日	(3) 支払日
請求日の翌月 10 日(口座振替)	請求日の翌月 10 日(口座振替 <u>/後払い)</u>
2. 本サービスへ利用者登録を行った該当月 は無料とし、翌月 1 日から利	2. 本サービスへ利用者登録を行った該当月 (当金庫にて本登録メールを発
用料が発生します。	<u>行した該当月)</u> は無料とし、翌月 1 日から利用料が発生します。
3. 利用料のご請求ができなかった場合は、当金庫はいつでも再請求ができ	3. 利用料のお支払いを確認できなかった場合は、当金庫はいつでも再請求
るものとします。	ができるものとします。
4. 解約当月分の利用料の返金はできかねます。	4. 解約当月分の利用料の返金はできかねます。 <u>当金庫で解約処理を行った</u>
	時点で解約成立となります。
第 16 条(利用者資格の <u>停止・抹消</u>)	第 16 条(利用者資格の <u>抹消</u>)
1. 当金庫は、利用者が次の事由のいずれかに該当する場合、利用者に事前	1. 当金庫は、利用者が次の事由のいずれかに該当する場合、利用者に事前
に通知することなく利用者の資格を <u>停止し、または抹消することができるも</u>	に通知することなく利用者の資格を <u>抹消することができるものとします。</u>
<u>のとします。</u>	(3) 電子交換所(旧手形交換所 を 含む。)の手形の不渡りもしくは取引停
(3) 旧手形交換所の手形の不渡りあるいは取引停止処分、または、電子交換	止処分または電子記録債権の支払い不能処分もしくは取引停止処分を受け
所の電子記録債権の支払い不能処分あるいは取引停止処分を受けた場合	<u>た場合</u>
第 20 条 (解約)	第 20 条 (解約)
1. (略)	1. (略)
2. (新設)	2. 利用者は、本サービスの解約後、再度本サービスの利用の登録を希望す
	<u>る際は、再度、登録手続を行う必要があります。利用者は再度の登録手</u>

現行	改正後
3. (新設)	続によっても、解約前の利用事業者情報、顧客口座情報その他の情報が
	復元または引継ぎされないことを予め承諾するものとします。
	3. 利用者は、本サービスの解約後も利用事業者情報、顧客口座情報その他
	<u>の情報を利用する場合、自己の責任において当該情報を保全し、当金庫</u>
	は当該情報を引き渡す義務を負わないものとし、利用者はこれを異議な
	<u>く承諾するものとします。</u>